

## 返戻金制度に関する事項

「人材紹介基本契約書」に記載の 下記の項目により  
手数料等の返戻を行う。

(対価の支払および時期)

- 第4条 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用する丙の初年度標準年収（税引前支給予定額をいい、各種手当等も含む。）の50%相当額およびその消費税相当額を支払う。この場合において、甲および乙は、丙の氏名、採用日、初年度標準年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面により確認するものとする。
2. 乙が紹介した当該人材が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払前であっても、甲の対価の支払い債務は消滅しないものとする。
3. 乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、採用日から1ヶ月以内に限り、第1項に定める対価の50%、採用日から3ヶ月以内に限り、第1項に定める対価の30%を返却するものとする。  
この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意を持って別の人材の紹介を行なう。
4. 甲は、乙が紹介した丙の採用日から14日以内に、第1項に定める対価およびその消費税相当額を支払うものとする。

有限会社ヒューマン・リレーション